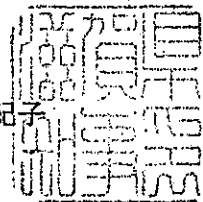




滋 流 政 第 137 号
平成 26 年(2014 年)7 月 3 日

関係団体各位

滋賀県知事 嘉田 由紀子



滋賀県における宅地建物取引時における水害リスク情報の提供にかかる
努力義務規定の施行について

平素は滋賀県の土木交通行政をはじめ県政の推進に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

本県では、滋賀県流域治水の推進に関する条例（平成 26 年滋賀県条例第 55 号。以下「当条例」とします。）を制定したところですが、当条例第 29 条において、宅地建物取引業者に対して、宅地または建物の売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の水害リスク情報を提供するように努めなければならないと規定しております。

併せて、滋賀県流域治水の推進に関する条例の一部の施行期日を定める規則（平成 26 年滋賀県規則第 47 号）を 5 月 26 日に公布し、当該第 29 条の施行期日を平成 26 年 9 月 1 日と定めましたのでお知らせします。

貴団体におかれましては、当該第 29 条の趣旨をご理解いただき、滋賀県内の物件を対象に宅地建物取引をされる場合にはご留意くださいますよう、加盟団体への周知について、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 施行期日

平成 26 年 9 月 1 日

2. 滋賀県流域治水の推進に関する条例第 29 条について

（宅地または建物の売買等における情報提供）

第 29 条 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者は、同法第 35 条第 1 項に規定する宅地建物取引業者の相手方等に対して、その者が取得し、または借りようとしている同法第 2 条第 1 号に規定する宅地または建物に関し、その売買、交換または貸借の契約が成立するまでの間に、当該宅地または建物が所在する地域の想定浸水深および水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条第 1 項に規定する浸水想定区域に関する情報を提供するように努めなければならない。

【趣旨】

浸水等の危険を知らずに住みはじめることのないように、宅地または建物の売買等の取引時に、宅地建物取引業者から相手方に対して、水害リスク情報（地先の安全度マップの想定浸水深および浸水想定区域）に関する情報を提供するよう、努力規定を設けたものです。

水害リスク情報につきましては、「滋賀県防災情報マップ」より詳細な情報を閲覧できます。

「滋賀県防災情報マップ」URL：<http://shiga-bousai.jp/internet/map/index.html>

滋賀県の流域治水政策については、本県流域治水政策室ホームページをご覧ください。

URL：<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/index.html>

4. 滋賀県における取り組みについて

滋賀県宅地建物取引業協会様および全日本不動産協会滋賀県本部様には、研修会等の時間をいただき、加盟会員向けに説明をさせていただきました。

※下記当室ホームページで「滋賀県流域治水の推進に関する条例制定後の取り組み」について掲載しております。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/jyourei/seiteigo26.html>

貴団体においても、説明・研修等のご希望がありましたら対応させていただきますので、お気軽にご連絡ください。

滋賀県土木交通部流域政策局

流域治水政策室

担当：一伊達、辻 TEL077-528-4291

FAX077-528-4904

Mail: ryuiki@pref.shiga.lg.jp